

# 2026年度 法科大学院

## 第4期入学試験問題

### 1 時限

### 憲法

### (論文式)

## 試験時間 50 分

#### 注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には解答欄以外に記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答は、必ず解答用紙の解答欄に記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。解答用紙の裏面を使用する場合は「裏面に続く」と記載してください。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 貸与した六法以外の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいませんが、解答用紙の解答欄以外に記入された解答は無効とします。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

## [憲法]

つぎの文章を読んで、設問に答えなさい。

学生運動が活発だった時代の話である。長崎県の佐世保港にアメリカ軍の航空母艦が寄港することに反対するため、約300人の大学生が東京方面から佐世保に向かい、乗り換えのため下車した博多駅構内で、情報を得て警備に当たっていた警察の機動隊と衝突し、多数の逮捕者を出した。

この現場を目撃した一般市民が、機動隊の警備に特別公務員暴行陵虐罪・公務員職権濫用罪等に当たる過剰な行為があったとして、検察官に告発したが不起訴となったので、刑事訴訟法第262条に基づく「付審判請求」を行った。

その審理に当たった裁判所は、本件付審判請求の当否を審理するために必要だと判断して、ニュース報道のために当日衝突現場を撮影していた放送4社に対し、刑事訴訟法第99条第3項に基づき、編集前の取材フィルムを裁判所に提出することを命じた。

これに対して放送4社は提出を拒んで裁判所で争っている。

### [設問1]

本件では、裁判所の提出命令が、放送4社の「取材の自由」を侵害するか否かが問題となった。「取材の自由」は憲法で保障されているか、判例も踏まえながら論じなさい。

(50点)

### [設問2]

仮に「取材の自由」が憲法で保障されていると解した場合、本件提出命令は合憲か、論じなさい。

(50点)